

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和5年6月1日(木) 午後1時30分から午後2時26分

場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

網谷繁彦、三國嘉彦、中村好成、森本太郎、坂田博美、鷺北英司、濱田清人、荻野洋一、大浦清和、水島洋、島崎慎一、上野佳弘、高松賢二郎、塩谷俊之、河合雅司

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

荻野洋一、島崎慎一

6 県職員

地崎課長、南條副主幹、飯野主任、野原技師

7 事務局職員

辻本事務局長(水産班長兼務)

8 付議事項(議題)

議事に先立ち、令和5年5月26日に、東京で開催された全国漁業調整委員会連合会令和5年度通常総会において、本県の委員3名に対し10年永年勤続表彰があった。3名のご功績を紹介した後、網谷会長、高松委員および坂田委員に感謝状、記念品およびお祝いが授与された。

(1) 知事管理漁獲可能量の設定について(まさば及びごまさば、ずわいがに)(諮問)

県水産漁港課の飯野主任から、資料1により、令和5年6月1日付け水漁第135号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について(まさば及びごまさば、ずわいがに)」について説明された。

漁業法では、都道府県は、資源管理方針に即し、国から配分された漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量を定めることとされている。この度、さば類とずわいがにについて、令和5年7月1日から、新たな管

理期間がスタートする。令和5年4月26日付けの水産庁からの通知でTACの通知があった。今回の諮問では通知された配分量に基づき、海区漁業調整委員会に諮問させていただく。

令和5管理年度、すなわち令和5年7月1日から令和6年6月30日までにおける配分量として、まさば及びごまさば、ずわいがにの知事管理漁獲可能量を表に示した。

まず、まさば及びごまさばでは、知事管理区分として富山県まさば及びごまさば漁業、知事管理漁獲可能量として現行水準とされている。現行水準の目安数量は1,132トンとなっている。ちなみに、令和4管理年度では目安数量733トンのところ、5月23日時点で3,376トンと5倍近く捕れており、大幅に超過している。皆様には数量の厳守について協力をお願いしてきた。令和5管理年度については、資源評価が上方修正され目安数量は増えたものの、漁獲が積み重なった場合、協力をお願いしたい。

ずわいがにについては、県にひとつの区分で、38トンが配分された。令和4管理年度は最終的に31トンの枠であったが、資源評価が良い結果であったことから、令和5管理年度は38トンに増加した。前管理年度においては、11、12月に過去3年で最大の実績で推移したため、元々29トンの枠に、国の留保枠から2トンの追加配分を受けた。最終実績は26.9トンで消化率82%であった。令和5管理年度においても、枠のひっ迫が想定されれば同様の対応としたい。

高松委員から、国がいう現行水準の考え方とはどういうものか。目安数量も分かりにくい。

飯野主任から、現行水準は、目安数量があつて、現状もしくはそれ以下の漁獲努力量で漁獲するということである。数量明示の場合は数量を超過すると漁業法に基づき採捕停止となり、それを超えて漁獲すると罰則がある。現行水準では超過しても罰則はないが、大幅に超過すると指導することになる。国から県の指導内容を求められるため、令和4管理年度については、口頭で指導、お願いしたことを伝えている。

網谷会長から、令和4管理年度はいつまでか。

飯野主任から、6月30日まで。4月以降、さば類の漁獲は落ち着いてきている。9～12月と2～3月は多かった。

中村委員から、あと1ヶ月でもさばの漁獲があるのではないか。現行水準は非常に分かりにくい。目安数量を入れた方がよいのではないか。

飯野主任から、残り1ヶ月の漁獲状況を注視して対応したい。目安数量は県報には記載していない。

鷲北委員から、数値を明記せずにいれば、定置網としては例年どおり漁獲努力量を増やしてなければ問題なくて、数値が入ると困ると思う。

高松委員から、数量が積みあがっても、資源量が良かったのか、来遊が良かったのか、漁獲努力量が変わっていないので、その判断が大事である。そこが分からずに、国から言われても腑に落ちない。

島崎委員から、目安数量は漁業者に伝わっているのか。県報には現行水準と記載されているのみ。

飯野主任から、これまで目安数量は漁業者に伝えていない。県報にも現行水準としか記載していない。

濱田委員から、TACでは定置、底びき、トロールなど漁法に関係なく、県全体でこれだけですと決められる。定置網は捕りにいつているのではなく、入ったら何千トンと捕れ、捕れないときは全く捕れない。捕れたときに定置網はどうするかの判断を決めてほしい。クロマグロでも苦勞して、放流すると他の魚も逃げてしまう。定置、底びき、トロールなどひっくるめての管理するのはいかがか。

網谷会長から、現状では、まさば・ごまさばについては現行水準となっているが、「ずわいがに」や「まいわし」のように数値が明記されることになるのと、他府県から融通を受けることになるのか。それとも、まさば・ごまさばの量は、なんとかなる量だと認識しているのか。

飯野主任から、数量明示に比べると罰則とか採捕停止はない。令和4管理年度は、水産庁から指導のお願いがあったが、令和3管理年度には、超過していたが、お願いはなかった。資源評価自体が多めに見積もられていた可能性もあるが、現行水準県でいろいろ漁獲量が多く積みあがってくると国の留保枠を使って対応しなくてはならないが、本県だけ捕れていて、他県で少ないなど、他県との兼ね合いもあったと思うので、その年々の状況で対応は異なってくる。

網谷会長から、本県が現行水準となっているのは定置網が主たる漁法のためか。巻き網などで漁獲する場合に数量が明示されるのか。

飯野主任から、漁法が定置網だからということはない。全国漁獲量の上位80%県に入ると数量明示となる。

網谷会長から、残り1ヶ月で、県から漁獲に制限をかける可能性は低いという認識でよいか。

飯野主任から、状況次第ではあるが、水産庁には現状の周知やお願いをしていることを説明している。

このほか、委員からの質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(2) 知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）（諮問）

県水産漁港課の飯野主任から、資料2により、令和5年6月1日付け水漁第156号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の変更について（くろまぐろ）」について説明された。

くろまぐろの漁獲可能量として、令和5年4月1日から令和5年3月31日までの令和5管理年度の当初枠に加えて、令和4管理年度の繰越分と、国が一旦留保して配分する分を合わせて県に追加配分される。

1に示した繰越分では、漁獲枠の未利用分を繰り越すことができる。ただし、WCPFCでの取り決めとして、国全体の繰越できる上限は17%となっている。さらに、国内ルールで、都道府県で繰越できる上限は当初枠の10%までとなっている。富山県の場合、小型魚9.8トン、大型魚1.5トンとなる。残りの7%は一旦国の方に引き上げて、様々な方法で再配分される。

2に示した国から富山県への追加配分では、5月19日付けで国から富山県に追加配分があった。小型魚では合計25.9トンで、内訳は、先ほど示した前管理年度の残枠の繰越9.8トン、国で一旦留保して配分された9.3トンおよび消化率が80%以上の都道府県に一律配分される消化率メリット6.8トンとなっている。大型魚では1.7トンの追加配分があり、その内訳は、前管理年度の残枠の繰越1.5トンおよび国で一旦留保して配分された0.2トンとなっている。この0.2トンは、平成27年～令和3年の最大実績に基づく配分となっている。本県では、小型魚と大型魚ともに枠の譲渡がなかったため、譲渡メリットはない。

県内での配分方法を上の表に示す。小型魚では、追加配分①に前管理年度残枠の繰越として10%を上限に9.69トンを配分した。10%になっていない区分があるが、この区分では、90%以上消化しており、繰り越す分が10%に満たなかったということである。追加配分②は、全体の25.9トンから、先ほどの追加配分①の9.69トンを除いた値とした。合計は網掛けした124.40トンとなる。令和4管理年度の最終は120.90トンで、今管理年度は3.5トン増えている。*1に示したとおり、消化率メリットを一律配分すると、前管理年度の最終枠から減る区分があり、全体で3.5トン増えているのに減る区分がでてくるため当初枠で按分した。*2に示したとおり、これまで漁船漁業には追加配分はしてこなかったが、前管理年度の消化率が89%で高かったことから、今回、当初枠で按分して追加配分している。

大型魚の追加配分1.7トンは、下の表に示した。大型魚の追加配分では、国から県に来た配分方法と同じ方法で各区分に配分し、合計16.8トンとなっている。

委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(3) 富山県資源管理方針について（諮問）

県水産漁港課の野原技師から、資料3により「富山県資源管理方針について」説明された。

現在、本県では富山県資源管理指針をベースとした資源管理計画に参加している漁業者のなかで運用しているが、新漁業法に基づき、資源管理指針に代わる資源管理基本方針を策定し、令和5年度中に、全ての資源管理計画を資源管理協定に移行させる必要がある。ベースとなる資源管理方針には、国で資源管理目標が設定されていない魚種について、県が独自に資源管理の方向性を定めなければならない。今回、県内で主要な漁法によって漁獲される魚種について、資源管理方針別紙3に方向性を定めるものとした。現在、モデルケースとして新湊漁協の資源管理計画を資源管理協定に移行させる準備を進めており、協定への移行に不可欠な別紙3を策定するため、今回、漁漁法第14条に基づき資源管理方針の変更について、海区漁業調整委員会に諮問させていただく。

新旧対照表を2～13ページに示した。今回の変更点として、別紙3を追

加したほか、改正年月日と本県水産業の最新の数値とした。別紙3には、15魚種を選定している。これらは国が用意した雛形に基づき、それぞれの資源評価の状態に沿った方向性を定めている。県水産研究所や水産庁の担当に確認を受けている。資源管理の方向性に関する考え方は、25～26ページに示したとおり、方向性は主に3つの区分に分けられている。

まず(1)国の資源評価で目標管理基準値案が示されている魚種では、ヒラメ、ブリ、カタクチイワシ、サワラ、ベニズワイガニが該当する。国が行う資源管理における親魚量を令和15年までに、提案された目標管理基準値案に回復させることを目指す。なお、この資源管理の方向性は、国が行う資源評価結果を踏まえ、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとした。なお、ベニズワイガニに関しては、国が行う資源評価で基準値案を上回っているため、「基準値案に回復させる」ではなく、「基準値案以上で維持する」とした。

次に(2)国の資源評価で資源水準が示されている魚種では、マダイ、アカムツ、ウマヅラハギ、ホッコクアカエビ、シラエビが該当する。これらは、令和4年度の資源評価における資源水準に応じ、それぞれ方向性を分けて定めている。直近の資源水準に応じて、例えば、①低位水準の魚種であれば、令和15年までに中位以上に回復することを目指す、③高位水準の魚種であれば、高位の資源水準を維持するというように分けて記載している。

最後に、(3)国の資源評価で資源水準が未提示の魚種又は資源評価対象種以外では、ホタルイカ、ソウダカツオ、アカカマス、シイラ、バイ類が該当し、県ではさらに定置で漁獲される種とそれ以外、今回はバイ類が該当し、分けて記載している。ホタルイカ、ソウダカツオ、アカカマス、シイラについては、過去の漁獲変動の範囲に収めることを資源管理の方向性とし、漁獲努力量を現行水準以下に維持しつつ、平成10年～令和4年の年間漁獲量のうち、上位4分の1を超える漁獲量を高位、下位4分の1を下回る漁獲量を低位、その中間を中位とし、中位以上の漁獲量を目指すこととしている。バイ類に関しては、概ね現行の漁獲レベルを維持することを資源管理の方向性とし、資源水準を現状レベルに維持するため、漁獲努力量を概ね現行水準以下に維持しつつ、平成25年～令和4年の年間漁獲量の平均値の上下それぞれ20%の範囲で漁獲量を維持することとした。

今後、全ての資源管理計画を協定に移行するために、宮崎や氷見での採貝採藻として重要なワカメやテングサなど、追加が必要な魚種について浜廻りをして協定への移行に関する説明をさせていただき、調整したうえで、今回と同様に水産庁や水産研究所の確認を踏まえつつ、今後の方針の変更ということで別紙3に追加していきたい。

河合委員から、25ページにシロエビとシラエビが混在している。管理方針には学術的に正しいシラエビを用いて統一すべきではないか。

野原技師から、シラエビに統一したい。系群や地方名はカッコ内に記載することとなっているので、水産資源を「しらえび日本海北部(しろえび)」

としたい。

このほか、委員からの質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが承認された。

(4) その他
特になし

(5) 次回委員会

次回の委員会は、令和5年6月30日(金)13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月1日

議長

署名委員

署名委員